

iDeCoを含む確定拠出年金制度の動向について

iDeCoは加入者が150万人を超え、運用資産も2兆円を突破し個人による老後資産形成の手法として定着した観もある。iDeCoは、2016年6月公布の改正確定拠出年金法（以下、改正法）により、個人型確定拠出年金制度（以下、DC）の拡張版（専業主婦や公務員などまで参加条件を拡大）として2017年1月よりスタートした。企業型DCの利用も拡大し、加入者は700万人、運用資産も13兆円を超えている。（次頁グラフ）

個人型及び企業型ともに、公的年金制度を個々人の自助努力で補う制度として政策上DCへの期待は高い。制度利用の向上を図るためのポイントとしては、企業もしくは個人の拠出金限度額の増額や、中小企業が制度を利用し易くするための仕組み、個人を投資商品に向けさせるための投資教育や制度上の工夫、退職や転職した場合の年金制度間

の移行などの利便性向上などの課題が挙げられる。2016年の改正法でもある程度の改正が進み、例えば中小企業向けには簡易型の企業型DCで企業側の制度負担を軽減している。更に企業年金制度を利用していない中小企業向けに、iDeCoに加入する従業員の拠出金を企業側が負担するiDeCo+が、2018年5月にスタートしている。

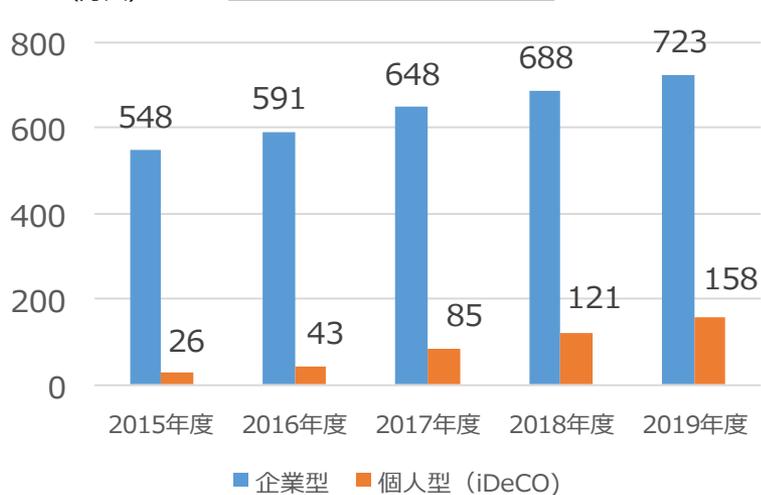
高齢化社会の進展を踏まえ、年金制度全般の改革として今年6月に年金制度改革法が公布され、①短時間労働者の厚生年金の対象拡大②在職中の年金受給の拡大③75歳までの繰下げ受給の選択拡大④確定拠出年金の見直しが行われた。DCに関しては主に下表のとおり制度整備される。

今後、個人の自助努力を前提として老後資金を準備していくDC利用拡大に向けて、米英に比べて低いDCの拠出限度額の増額や制度の利便性向上が必要だと考えられるが、個人から見ての分かりやすく手続きが簡素化されたDC制度整備が望まれる。

DCに関する法改正について

目的	項目	改正内容	施行日
地方の中堅企業にもDCの利用を進めるため	中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大	制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大	2020年10月1日
高齢化対応として年金制度全般での受給選択肢拡大のため	受給開始時期の選択肢の拡大	DCにおける老齢給付金は、60歳から75歳（今までは70歳）までの間で受給開始時期を選択	2022年4月1日
就業年齢の延長傾向が強まっているため	企業型DC・iDeCoの加入可能年齢の拡大	今までの60歳未満から65歳未満に延長。企業型であれば、厚生年金制度への加入を条件に70歳未満まで拡大可能	2022年5月1日
年金制度全体の中でのDC制度の利便性向上のため	制度間の年金資産の移換の改善	「終了した確定給付企業年金（DB）からiDeCoへの年金資産の移換」と、「加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への年金資産の移換」を可能に	2022年5月1日
	企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	企業型DCの加入者は規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入が可能に（マッチング拠出者は不可）	2022年10月1日

確定拠出年金加入者数



※厚生労働省統計資料より作成

年間拠出限度額について

	被保険者	年間拠出限度額 (万円)	
企業型DC	他に企業年金なし	66	
	他に企業年金あり	33	
個人型DC (iDeCo)	自営業者	81.6	
	会社員等	企業年金制度なし	27.6
		企業型DC加入者、他に企業年金なし	24
		企業型DC加入者、他に企業年金あり	14.4
		DB加入者	
	公務員		
	専業主婦・主夫	27.6	
	米国401Kプラン	6.35万ドル	

※日本証券業協会 税制改正要望資料より作成